【表１】国土交通省令で定める学科及びそれに準ずると認める学科

学校教育法による次の学校に共通する指定学科です。

〇大学

〇短期大学

〇高等専門学校（５年制）

〇専門学校（専門士または高度専門士の称号を付与された方に限る）

〇高等学校・中等教育学校（中高一貫６年）

（注） 上記学校の卒業者で表１ に該当しない場合、表２ 以降を参照してください。

（注） 専門学校の卒業者は「専門士」または「高度専門士」の称号を確認できる証明書が必要です。

（注） 専門学校で「専門士」または「高度専門士」の称号を付与されていない方は、表３ を参照してください。

（注）下表の学科名について、科目名が合っていれば末尾の「科」「学科」「工学科」はいずれにも置き換えることができます。
（例：土木科・土木学科・土木工学科でも可とする。ただし、農業工学科・農林工学科・森林工学科及び林業工学科を除く）

学科コード	指定学科			
01	**土木（工学）科**	開発工学科	海洋開発（工学）科	海洋工学科
	海洋土木工学科	環境開発科	環境建設科	環境整備工学科
	環境設計工学科	環境土木科	建設（工学）科	建設環境工学科
	建設技術科	建設基礎工学科	建設工業科	建設システム（工学）科
	建築土木科	構造工学科	資源開発工学科	社会開発工学科
	社会建設工学科	水工土木（工）学科	地質工学科	土木海洋工学科
	土木環境工学科	土木建設工学科	土木建築（工学）科	土木地質科
02	**農業土木（学）科**	生活環境科学科	生産環境工学科	地域開発科学科
	農業開発科	農業技術学科		
	農林工学科	農林土木科		
	農業工学科（ただし，東京農工大学・島根大学・岡山大学及び宮崎大学以外については、農業機械学専攻、専修又はコースを除く）			
	学科名に関係なく生産環境工学コース・講座・専修・専攻			
	学科名に関係なく農業土木学コース・講座・専修・専攻			
	学科名に関係なく農業工学コース・講座・専修・専攻			
03	**森林土木（学）科**	森林工学科	林業工学科	林業土木科
04	**鉱山土木学科**			
05	**砂防学科**			
06	**治山学科**			
07	**都市工学科**	環境都市工学科	都市システム（工学）科	
08	**衛生工学科**	環境（工学）科	空調設備科	設備工学科
	設備（工業）科	設備システム科		
09	**交通工学科**			
10	**建築（学）科**	環境計画学科	建築工学科	建築システム科
	建築設備工学科	建築第二学科	住居科	住居デザイン科
	造形工学科			
11	**緑地（学）科**	環境緑化科	環境緑地科	緑地園芸科
	緑地工学科	緑地土木科	林業緑地科	
	造園（学）科	環境造園科	造園工学科	造園デザイン（工学）科
	造園土木科	造園緑地科	造園林学科	